

○成績報告の保留の取扱いについて

〔平成7年11月15日〕  
第12回教授会

- 1 茨城県立医療大学学期末試験実施要領の16の(2)及び(3)の規定にかかわらず、特に必要があるときは、特定の学生について、理由を明示して、教務委員会の承認を得て、成績評価を「保留」とすることができる。
- 2 保留の報告をしたときは、教務委員会の定める期間内に、適当な方法により評価を行い、報告しなければならない。
- 3 教務委員会は、2の期間を年度を超えて定めることはできない。